

社会福祉法人 八幡平市社会福祉協議会 役員等の報酬および旅費規程

平成18年3月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) その他会長が必要と認めた者

2 本会の役員は、非常勤とする。

(報酬の額及び支給方法)

第3条 本会の役員等の報酬の額及び支給の方法は別表第1のとおりとする。

- 2 報酬は、八幡平市の常勤の特別職にある者及び一般職の職員が役員に就任したときは、減額又は支給しないことがある。
- 3 年度途中で就任された役員には、月額で計算した額を支給する。

(旅費)

第4条 役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出席旅費は、交通費については職員旅費規程を準用し、日当は2,000円を支給する
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が別に定める額とする

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役員等の報酬の額及び支給方法

区 分	報 酬 の 額	支 給 の 時 期
会 長	年額 120,000円	9月 60,000円 3月 60,000円
副 会 長	年額 50,000円	9月 25,000円 3月 25,000円
理 事	日額 2,000円	職務及び権限等遂行の都度
監 事	日額 2,000円	職務及び権限等遂行の都度
評 議 員	日額 2,000円	職務及び権限等遂行の都度
その他会長 が認めた者	日額 2,000円	職務及び権限等遂行の都度